

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

(一) 「愛がん動物」とは、愛がんすることを目的として飼養される動物であつて政令で定めるものをいうこと。

(二) 「愛がん動物用飼料」とは、愛がん動物の栄養に供することを目的として使用される物をいうこと。

(三) 「製造業者」とは、愛がん動物用飼料の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者とし、

「輸入業者」とは、愛がん動物用飼料の輸入を業とする者とし、「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいうこと。

(第二条関係)

三 事業者の責務

製造業者、輸入業者又は販売業者は、自らが愛がん動物用飼料の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、愛がん動物用飼料の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第三条関係)

四 国の責務

国は、愛がん動物用飼料の安全性に関する情報の収集等を図るよう努めなければならないこと。

(第四条関係)

第二 愛がん動物用飼料の製造等に関する規制

一 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物の健康が害されることを防止する観点から、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は成分につき規格を定めることができること。

(第五条関係)

二 一の基準等が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならないこと。

(一) 当該基準に合わない方法により、愛がん動物用飼料を販売の用に供するために製造すること。

(二) 当該基準に合わない方法により製造された愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。

(三) 当該基準に合う表示がない愛がん動物用飼料を販売すること。

(四) 当該規格に合わない愛がん動物用飼料を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入すること。
(第六条関係)

三 農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者、販売業者に対し、次に掲げる愛がん動物用飼料の製造、輸入、又は販売を禁止することができること。

(一) 有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料

(二) 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある愛がん動物用飼料
(第七条関係)

四 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる愛がん動物用飼料を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合には、必要な限度において、農林水産大臣及び環境大臣は、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の廃棄又は回収その他必要な措置を命ずることができることとする。

(一) 二の (二) から (四) までの愛がん動物用飼料

(二) 三の禁止に係る愛がん動物用飼料

(第八条関係)

五 一の基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、その事業の開始前に、氏名及び住所等を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならないこと。届出事項に変更を生じたとき又は事業を廃止したときは、三十日以内にその旨を届け出なければならないこと。また、事業の譲渡し又は相続等により当該事業者の地位を承継した者は、三十日以内にその旨を届け出なければならないこと。

(第九条関係)

六 一の基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造し、又は輸入したときは、その名称等を記載し、保存しなければならないこと。また、当該基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者、輸入業者又は販売業者は、帳簿を備え、当該愛がん動物用飼料を製造業者、輸入業者又は販売業者に譲り渡したときは、その名称等を記載し、保存しなければならないこと。

(第十条関係)

一 農林水産大臣又は環境大臣は、製造業者等に対し、報告を求め、又は立入検査等を行うことができること。
(第十一条及び第十二条関係)

二 農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに立入検査等を行わせることができること。また、これに関し必要な命令をすることができること。
(第十三条及び第十四条関係)

三 輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができること。
(第十五条関係)

四 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任することができること。また、この法律に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任することができること。
(第十六条関係)

第四 罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。
(第十八条から第二十三条まで関係)

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
こと。

(附則第四条関係)

四 この法律の施行に伴う関連法律の改正を行うこと。

(附則第五条から第七条まで関係)